

『藤枝市消防団よくある質問 Q&A』

入団に関する事柄 編

Q. 『藤枝市消防団に入団できる上限年齢は設定されていますか？
また定年がありますか？』

A. 藤枝市消防団としては特段、入団にあたり上限年齢設定ならびに定年年齢の設定については団則等で規定はしておりません。

Q. 『私は女性ですが女性消防隊ではなく地元の分団に入ることができますか？』

A. はい、可能です。
但し、女性消防隊の職務傾向から一般災害現場に出動することは比較的少ないですが、地区分団に配属となった場合は男性の団員と同様に火災・水災害に対応することになります。

Q. 『仕事で行けない日がありますが大丈夫ですか？』

A. 基本的に消防団員は、常勤の消防職員（消防署の職員）とは異なり団員それぞれが本業を持ちながら有事の際には活動をしていますので、各々の団員が皆、仕事・家庭・消防団活動のバランスをとりながら、日々活動に参加しています。

本来の就業時間形態も土日祝日休み・2交代制・3交代制・シフト制・夜勤専属など様々で、それ以外にも出張の有無など諸々の事情がありますので、所属分団（班）の皆で相互に協力・調整しつつ円滑に出動できる体制を整えています。

Q. 『一か月に何回ぐらい活動や訓練がありますか？』

A. 翌月の予定確認や、連絡事項の伝達を行う定例会議・会合を開いています。
また、消防車両・配備資機材の定期点検も実施しています。

その他には、藤枝市の行事（水防訓練・出初め式等）や、所属の方面隊立案の訓練（中継訓練等）等があるため、月ごとに活動回数には多少の違いがあります。

Q. 『所属する分団（班）を自分で選ぶことはできますか？』

A. はい、可能です。

但し、地元の災害に対して即応するという観点から、ご自身が居住する地区や、あるいは職場がある地区を管轄する分団（班）に入団するケースが一般的です。

Q. 『消防団に入団する際は、4月1日からでないと入団できませんか？』

A. そのようなことはありません。

公的機関ということで、年度を4月1日～翌年3月31日設定としていますが、藤枝市消防団では年間通して常時、消防団員を募集・入団手続きを実施しています。

一般的な傾向としては毎年、4月1日付の新規入団が多いですが、年度途中の入団も出来ます。

（在団年数は、入団手続き書類に記載した日から起算することになります。）

Q. 『車の免許を持っていなくても消防団員になれますか？』

A. はい、可能です。

但し、消防車両の運転は出来ません。

普通免許であっても「準中型免許」以上の免許を取得していない場合、同様に消防車両の運転は出来ません。

（2年以上在職する団員については準中型免許の取得補助制度を利用することが出来ます。）

Q. 『正直なところ体力面であまり自信がありません。消防団に入っても大丈夫でしょうか？』

A. 問題ありません。

消防団の中にも様々な役割や、活動の種類があります。

団員個人それぞれの技能や適性を活かして活躍できる場が多種多様にあります。

Q. 『音楽隊に興味があります。楽器経験は少しありますが技術的にあまり自信がありません。
入団しても迷惑にならないでしょうか？』

A. 問題ありません。
音楽や楽器が好きな団員で構成されている隊です。
定期的に藤枝消防署内にて合同演奏練習や各個人練習の場を設けています。
入団前に練習風景を見学していただくことも可能ですのでお問い合わせください。

Q. 『私は外国籍です。しかし日本に長く住んでいるので、日常会話や日本語の読み書きに支障はありません。藤枝市消防団には入れますか？』

A. 現時点では入団できる制度整備が整っておりませんので残念ながら入団できません。
消防団員は非常勤・特別職の地方公務員に分類され、公権力の行使を伴う活動を行うことがあり、原則、外国籍の方は消防団員になることが出来ません。
公権力行使を伴わない範囲での活動を定めて、入団を受け入れしている消防団もありますが、藤枝市消防団では現在検討中の段階であり大変申し訳ありませんが、ご理解いただきたいと思います。
